

職員の懲戒処分について

1. 被処分者

教育総務部 会計年度任用職員 62歳 男性

2. 処分内容

戒告

3. 処分年月日

令和5年5月16日

4. 非違行為の概要

当該職員は、令和4年1月から令和4年11月までの11か月間、勤務時間中に159回（268時間）にわたり公用パソコンで業務とは関係のないインターネット閲覧を行い、職務専念義務に違反した。

このことは、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第33条に違反するとともに、職務に専念する義務を定めた地方公務員法第35条に違反する行為である。また、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったものであるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行である。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、戒告の懲戒処分とした。

5. その他

当該職員を管理監督する立場にあった5名の職員を同日付で口頭厳重注意とした。